

BRAIN

(Building Research Aid for Implementing New technologies)

-革新的社会資本整備研究開発推進事業-

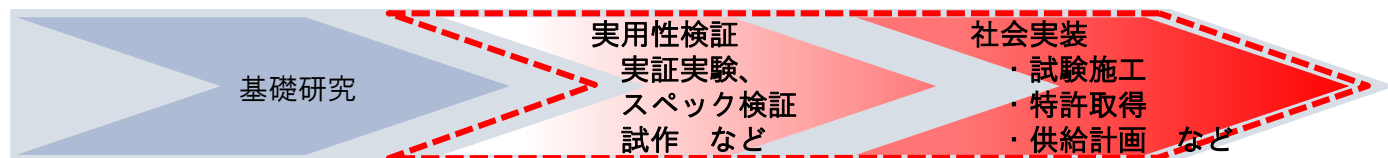
建築・住宅・都市に係る研究シーズの実用化・新技術開発に挑戦する企業や大学等を応援します！

制度の特長

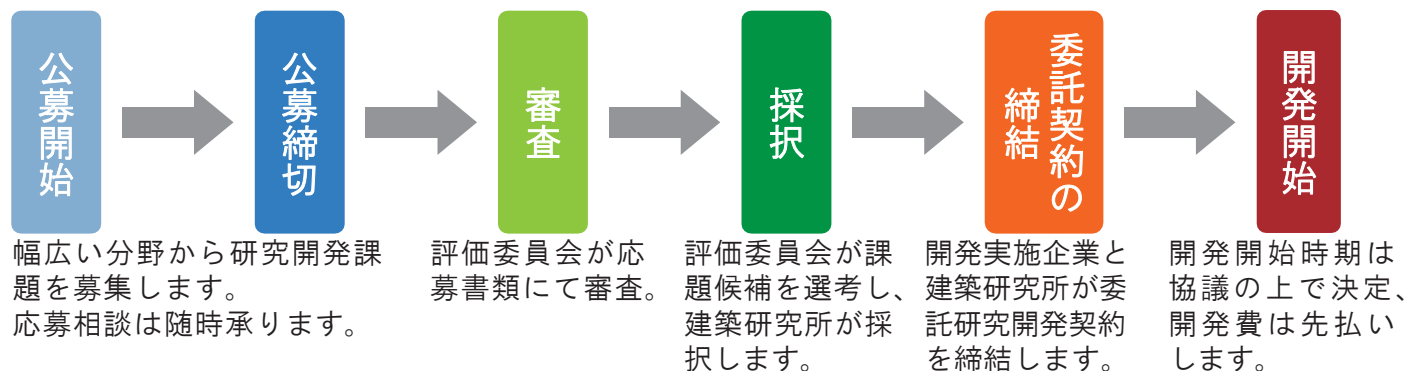
1. 「構造」「施工」「環境設備」「材料」「防火」「防災」「まちづくり」など、様々な技術提案に対応し、実用化を支援。提案は1者でも可能
2. 1テーマにつき最長5年間、最大5億円までの研究開発を企業等に委託
3. 研究開発費は、進捗に応じた先払い
4. 研究開発終了後に研究開発費を返済（一括または割賦）
ただし、所定の成果が上がらなかったと評価された場合には一部返済

対象とする研究開発フェーズ

「実証実験・実大実験」や「社会実装（市場戦略・特許取得）」の開発フェーズが支援対象となります（下図、赤破線部分を資金支援）。



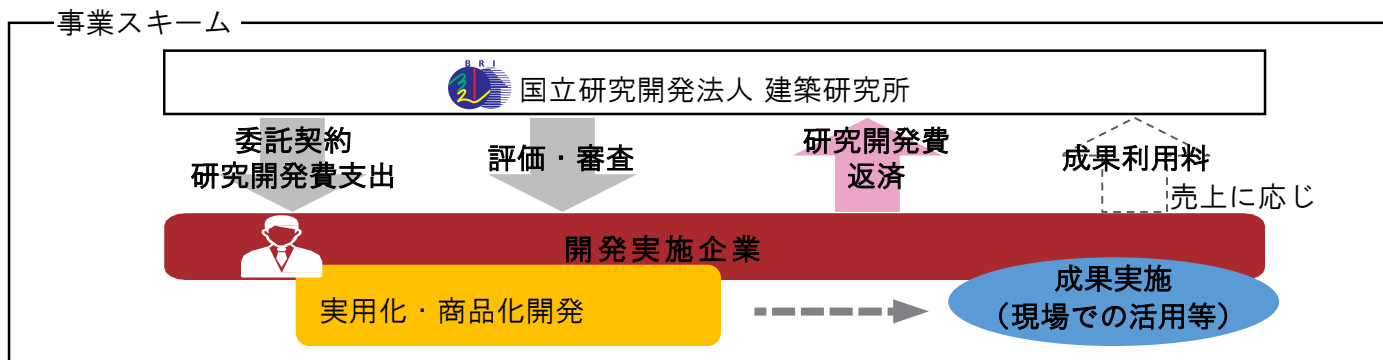
公募から開発開始までの流れ



制度の概要

申請者	企業・大学等（グループまたは1者）
研究開発期間	最長5年
研究開発費	最大5億円
返済	○研究終了時に一括返済または、研究終了後15年以内の割賦返済。 ○成果が上がらなかったと評価された場合は、以下のとおり返済 ・3年目の審査で中止：委託費の30%返済 ・研究終了時の審査で中止：委託費の50%返済 ○自己都合による中止の場合は、研究委託費支払額の全額を一括返済

制度の仕組み



事 項	内 容	備 考
申請者に関する基本要件	<p>a. 日本国内に法人格を有すること。 b. 当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること。 c. 研究開発の成果を実施できる体制があること。 d. 目標達成後、返済できる財務基盤を有すること。 e. 経営基盤として、以下のいずれにも該当しないこと。 1) 直近3期の決算期において3期連続して経常損失を計上している。 2) 直近3期の決算期において1期でも債務超過となっている。 3) 直近3期の決算報告書がない。 4) 破産、再生手続開始、特別清算又は会社更生手続開始の申立てを受けている又はしているほか、準則型私的整理手続等をとっている。</p> <p>(代表機関が公募開始日において設立日から20年以内で、かつ未上場又は新興市場のみ上場している企業の場合)</p> <p>f. 日本国内に法人格を有すること。 g. 当該技術分野に関する技術開発力等の技術基盤を有すること。 h. 研究開発等の成果を実施できる体制があること。 i. 破産、再生手続開始、特別清算又は会社更生手続開始の申立てを受けていない、かつ、していないほか、準則型私的整理手続等をとっていないこと。</p>	本事業において、新興市場とは、国内においては「マザーズ」、「JASDAQ」、「セントレックス」、「アンピシャス」、「Q-board」をいう。
研究開発期間	最長5年	
委託費の額	最大5億円	
対象経費	設備、備品、消耗品、旅費、人件費、謝金、機器リース費用、外注費、保険料、施設賃借料、一般管理費、他（研究開発に必要なもの及び土地、建物の取得は対象外）	
達成目標	<p>応募時に、実用化のために最低限必要な技術的水準の目標（達成目標）を設定していただきます。 (例) ・実証実験やスペックを検証するための試作物の製作を完了する ・試験施工で所要の性能と安全性が確認される</p>	・左記の見通しが立った場合、目標達成とします。
返済義務	<p>■目標を達成した場合：研究委託費支払額の全額を15年以内の割賦返済又は一括返済していただきます。 ※ 利息は、いたしません。 ※ 最大5年間の返済猶予期間の設定が可能です。 ※ 返済における傾斜配分の設定が可能です。</p>	<p>・「最大5年間の返済猶予期間」を含めて15年以内とします。 ・実施期間+返済期間（当該返済猶予期間を含む）の合計が20年を超えないものとします。 ・目標未達の場合、以後の研究開発実施はできません。</p>
	<p>■目標未達の場合：研究委託費支払額に対して以下の額を一括返済していただきます。 ・3年目の審査で中止と評価された場合：既支払額の30%に相当する額。 ・研究終了時の審査で中止と評価された場合：既支払額の50%に相当する額。 ※利息は、いたしません。</p>	
	<p>■自己都合による中止：研究委託費支払額の全額を一括返済していただきます。 ※ 利息は、いたしません。</p>	
	<p>■その他 ・委託契約時に、契約書に研究委託費の返済に関する条項を設定します。 ・研究開発終了後、額を確定させ、改めて、返済に関する契約を交わすものとします。</p>	
担保／債務保証	<p>・割賦返済の場合、原則として委託費全額に相当する担保／債務保証の設定が必要です。具体的には、法人所有の不動産、有価証券又は親会社 や銀行等による連帯保証となります。 ・委託費全額の1/2を上限に委託期間中に申した特許等の知的財産権を充当することも可能です。</p>	
研究開発成果（知的財産権の取り扱い）	研究開発成果に係る特許権や著作権等の知的財産権については、産業競争力強化法（平成12年法律第44号）第17条に規定される要件を満たすことを前提に、受託者に帰属します（日本版バイ・ドール規定）。	
成果利用料	<p>成果の利用により売上が生じた場合は、成果利用の対価として成果利用料を建築研究所に支払うものとします。 ・成果利用料は、委託研究開発契約に規定した、対象とする製品又はサービスに対応する売上の1%とします。 ・なお、売上の範囲等については申請時に提案をしていただき、建築研究所と協議の上、委託研究開発契約時に設定させていただきます。なお、成果利用料の支払い契約は、研究開発終了後に行います。 ・支払期間は、目標達成確認後15年とします。</p>	
公募期間	令和元年6月28日～令和元年9月30日	
審査方法・視点	<p>審査の方法及び視点は、以下のとおりです。 1. 形式審査（申請者に関する基本要件の確認） 2. 書面審査、面接 審査の視点 a.研究開発の必要性／ b. 研究開発の革新性／ c. 研究開発計画の妥当性／d.事業化の見通し／e.財務等審査</p>	<p>・審査後、建築研究所との協議で合意できた課題を建築研究所が選定します。 ・合意できない場合は辞退とみなします。</p>

※審査の結果によっては、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

お問合せ先 E-Mail : brain@kenken.go.jp